（削る）

（経過措置）

4　新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）に係る検体検査を行うために開設される衛生検査所については、当分の間、第十一条から第十二条の三までの規定の一部を適用しないことができる。

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。